重要事項説明

1 事業者概要

令和7年10月1日現在

事業者名称	特定医療法人萬生会
主たる事業所の所在地	熊本県熊本市南区田迎町田井島 224 番地
法人種別	特定医療法人
代表者名	松野 文彦
電話番号	096-370-7333

事業所名称	萬生会こうし訪問看護ステーション
居宅介護サービスの種類	訪問看護・予防訪問看護

2 ご利用事業所

ご利用事業所の名称	萬生会こうし訪問看護ステーション
指定番号	4 3 6 1 6 9 0 1 0 2
所在地	熊本県合志市御代志 812-2
電話番号	096-242-5100
通常の事業の実施地域	熊本市・合志市・菊池市・菊池郡・阿蘇郡西原村

3 事業の目的と運営方針						
事業の目的	特定医療法人萬生会が開設する指定訪問看護及び介護予防訪問看護事業所(以					
	下「事業所」という)が行う指定訪問看護及び介護予防訪問看護事業(以下「事					
	業」という) の適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を					
	定め、事業所の看護師又は准看護師が要介護状態または要支援状態にある高齢					
	者等(以下「要介護者等」という)に対し、適切な指定訪問看護及び介護予防					
	訪問看護を提供することを目的とする。					
運営の方針	1. 指定訪問看護においては、要介護状態の利用者が可能な限りその居宅にお					
	いて、自立した日常生活を営むことができるように配慮して、その療養生					
	活を支援し、心身機能の維持回復を図るものとする。					
	予防計問手難においては、 要支操比能の利用者が可能が限りその民宅!!					

- 予防訪問看護においては、要支援状態の利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活が営むことができるように配慮して、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図り、利用者の生活機能の維持又は向上を図るものとする。
- 2. 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 3. 事業所は、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、その療養上の目標を設定し、計画的に行うものとする。
- 4. 事業所は、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

- 5. 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 6. 指定訪問看護 [指定介護および介護予防訪問看護] の提供にあたっては、 介護保険法第 118 条の 2 第 1 項に規定する介護保険等関連情報その他必要 な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

4 事業所の職員体制

従業者の職種	員数	勤務の体制
看護師	6人	管理者 1人 常勤 5人
作業療法士	1人	常勤 1人

5 営業時間

営業日	月曜日~金曜日	
営業時間	通常 午前8時30分から午後5時00分	
A 未时间 	但し急変時はこの限りではありません。	

6 サービスの概要

0 / 巨八八月	
訪問看護サービスの	・ 病状の観察
内容	・ 清拭、入浴等清潔の保持に関すること
	・ 褥瘡の予防及び処置
	・ 医療器具やカテーテル、チューブ類の管理
	・ 留置カテーテルの管理
	・ リハビリテーション
	・ 福祉サービス利用の仕方等の相談
	・ 家族や介護者への介護指導と健康相談
	・ 在宅で看取りを希望される方への終末期ケアおよび指導助言

7 指定居宅サービス介護給付費利用料金

(自己負担割合は所得に応じて1割・2割・3割負担がある)

ア) 訪問看	護利用料		〈介護予防訪問看護〉
所要時間 20 分未満		3,140円	3,030 円
所要時間 30 分未満		4,710 円	4,510 円
所要時間] 30 分から 1 時間未満	8,230 円	7,940 円
所要時間	所要時間 1 時間 30 分以上		10,900 円
理学療法士、作業療法士、言語聴覚士の場合		2,940 円	2,840 円
イ)夜間訪問看護加算			
夜間	午後6時から午後10時	25%割増	
深夜	午後10時から翌朝午前6時	50%割増	
早朝	午前6時から午前8時	25%割増	

ウ)24時間連絡対応体制加算

6,000円

利用者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合、24時間体制で 対応(災害時は除く)し、計画的な訪問以外に緊急時訪問を必要に応じて行なう体制にある 場合、利用者の同意を得て1ヶ月につき1回算定する。

工)特別管理加算

2,500 円または5,000 円

指定訪問看護に関し特別な管理を必要とする利用者(別に厚生大臣が定める状態にあるもの に限る)に対して指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行なった場合1ヶ月につき1 回算定する。

オ) ターミナルケア加算

25,000 円

指定訪問看護事業所の看護師が、その死亡前24時間以内にターミナルケアを行った場合、ケ アを行った月に1回算定。

力) 退院時共同指導加算

6,000円

入院中に医療機関と共同で指導した場合に算定。

キ)初回加算

3,500 円

新規に訪問看護計画を作成した利用者に対して、退院日または退所日に訪問看護を行った月 に1回算定。

上記以外の日に訪問した場合 3,000円

ク) サービス提供体制強化加算

60 円

サービス提要体勢を特に強化して基準を満たした事業所に対して算定される加算で、訪問毎 に算定。

コ)複数名訪問加算

2人の看護師が訪問

30 分未満 2,540 円 30 分以上 4,020 円

看護師と看護補助者の訪問 30 分未満 2,010 円 30 分以上 3,170 円

I 5,500 円 II 2,000 円 (介護予防対象者 1,000 円) ケ) 看護体制強化加算 医療ニーズのある要介護者等の在宅医療を支える環境を整える観点から、緊急時訪問看護加 算・特別管理加算・ターミナルケア加算等それぞれの算定実績が一定以上ある場合に算定。

8 介護保険給付対象外

ア) 特別指示書の場合

指定訪問看護の利用者の主治医から、急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護を行なう 必要がある旨の特別訪問看護指示書の交付を受けた場合は、その交付日から14日間に限り 医療保険の算定対象となる。

- イ) 医療保険の対象となる訪問看護
 - 末期の悪性腫瘍
 - ・厚生労働省が指定する疾患や状態
- ウ) 保険外: 実費算定
 - ・死後の処置料・・・15,000円
 - ・キャンセル料・・・ 500円

正当な理由なく前日までにキャンセルの連絡がない場合は、キャンセル料を頂きます。

9 交通費

通常の事業実施地域を超えて居宅を訪問する場合。

- ア) 公共の交通機関を利用した場合は、その実費
- イ) 自動車利用の場合、通常の事業実施地域を越えた部分から、1 Km ごとに 10 円加算 ※ 有料駐車場を利用した場合は別途料金を請求させて頂きます。

10 苦情申し立て窓口

ご利用時間平日午前8時30分~午後5時までご利用方法電話096-242-5100面接場所萬生会こうし訪問看護ステーション事業所及び自宅担当者管理者棋原

市町村健康保険課または国民健康保険団体連合会でも苦情申し立てできます。

住所: 合志市市竹迫 2140 番地

電話番号:096-248-1111 FAX:096-248-1196

受付時間:午前9時から午後5時まで(月~金) 介護サービス苦情・相談窓口

11 緊急時の対応方法

利用者の主治医又は事業者の協力医療機関への連絡を行い、医師の指示に従います。
また緊急連絡先にも連絡いたします。

氏名
所属医療機関の名称
所在地
電話番号

氏名
住所
緊急連絡先
電話番号

昼間の連絡先
夜間の連絡先

12 情報開示について

ご自身の記録の説明、開示、情報の訂正、追加、停止等のご要望に対しましても、特定医療法 人萬生会の諸規定に沿って対応させていただきます。なお、開示、謄写に必要な実費を頂きま す。

13 ハラスメントについて

事業者は、働く職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメント 防止に向け取り組みます。

(1)事業所内において優越的な関係を背景とした言動や業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は組織として許容しません。

- ①身体的な力を使って危害を及ぼす(及ぼされそうになった)行為
- ②個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為
- ③意に沿わない性格言動、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為
- 上記は、当該法人職員、取引先事業者の方、ご利用者及びその家族などが対象となります。
- (2) ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどを基に即座に対応し、再発防止会議等により、同事案が発生しない為の再発防止策を検討します。
- (3)職員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修などを実施します。また、 定期的に話し合いの場を設け、ハラスメント発生状況の把握に努めます。
- (4) ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解約等の措置を講じます。

14 契約解除について

- (1) 利用者やご家族等からサービス解除の申立があった場合。
- (2) 利用者やご家族等過剰なサービスの要求やハラスメントと認められる場合は、当事業所で検討の後に契約解除を申し出ることがあります。

15 利用者負担の滞納について

- (1) 利用者が正当な理由なく利用者負担額を2ヶ月以上滞納した場合は、事業者は30日以上の期間を定めて、利用者負担額を支払わない場合には契約を解除する旨の催告をすることができます。
- (2) 前項の催告をしたときは、事業所の居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業者と、利用者の日常生活を維持する見地から居宅サービス計画の変更、介護保険以外の公的サービスの利用について必要な協議を行うものとします。
- (3) 事業者は前項に定める協議を行い、かつ利用者が第1項に定める期間内に滞納額の支払いをしなかった場合は、この契約書を文章により解除することができます。
- (4) 事業者は、前項の規定により解除に至るまでは、滞納を理由として訪問看護サービスの提供を拒むことはありません。

16 事業継続計画の策定等について

- (1) 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護及び介護予防訪問看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- (2) 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
- (3) 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする

17 衛生管理等について

(1) 事業所は、看護師等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うと共に、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

- (2) 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないよう に次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
- ①事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会(ネットワーク上の端末を活用して行うことができるものとする)を概ね6月に1回以上開催すると共に、その結果について、従業者に周知徹底を図る
- ②事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する
- ③事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を 定期的に実施する

18 虐待防止について

- (1) 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の発生またはその再発を防止するための次の措置を 講ずるものとする。
- ①虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催すると共に、その結果について従 業者に周知徹底を図る
- ②虐待防止のための指針の整備
- ③虐待を防止するための定期的な研修の実施
- ④前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- ⑤身体的拘束等は原則禁止である、しかし緊急でやむを得ない場合に身体的拘束を行う場合 は具体的な記録を義務付ける
- (2) 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者または養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通達するものとする。

虐待防止責任者・担当者:管理者 厲原美和

19 研修について

訪問看護職員等の実質的な向上を図るための研修機会を次のとおり設けるものとし、また全従 業員が参加出来るよう、業務体制を整備します。

- (1) 採用時研修:採用後1ヶ月以内
- (2) 継続研修:年1回以上

20 事故発生時の対応について

- (1) 利用者に対する指定訪問看護及び介護予防訪問看護の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡すると共に必要な措置を講じる。
- (2) 利用者に対する指定訪問看護及び介護予防訪問看護の提供により賠償すべき事故には、損害賠償を速やかに行う。ただし、事業所の責に帰すべからざる事由による場合はこの限りではない。

なお、当事業所は下記の損害賠償保険に加入しています。

(一社) 熊本県医療法法人協会 看護職賠償責任保険

21 個人情報の使用同意について

当事業所ではご利用者に対してサービスを提供させて頂くにあたり個人情報を必要最小限の 範囲で取り扱いますので同意をお願いしております。

1、使用目的

- (1) 内部での利用
- ①サービスの提供に関して必要な資料の作成などを行うため
- ②提供するサービス向上のため
- (2) 外部への提供
- ①居宅サービスを提供する他の事業所等との連携(サービス担当者会議等)や 照会への回答
- ②家族等への状況説明
- ③審査支払い機関へのレセプトの提出や審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ④損害賠償などに係る相談又は届出等
- (3) 上記以外の利用
- ①サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
- ②サービスの質の向上のための症例検討や研究発表のための資料
- ③学生等の実習への協力

2、利用範囲

- (1) 介護保険で義務として明記されているもの
- ①サービス提供困難時の事業者間の連絡・紹介等
- ②居宅介護支援事業所等との連携
- ③利用者に病状の急変が生じた場合の主治医への連絡
- (2) 行政機関等への対応として義務付けられているもの
- ①市町村による文書等提出等の要求への対応
- ②厚生労働大臣又は都道府県知事による報告命令、帳簿書類等の定時命令等への対応
- ③都道府県知事による立ち入り検査等への対応
- ④市町村が行う利用者から苦情に関する調査への協力等
- ⑤事故発生時の市町村への連絡
- 3、使用する期間

最初にサービスを提供した時から全てのサービスが終了するまで

- 4、秘密保持と管理
- (1)当事業所は業務管理上知り得た個人情報を正当な理由無く第三者に漏らしません。 サービス提供終了後も保持と管理を維持します。また、職員が退職した後も同様の義務 を課します。
- (2) 当事業所は個人情報が含まれる記録物(印刷物、電子媒体)については厳重な注意を 払い 管理します。また処分する際は外部への漏洩を防止するため裁断処理します。
- (3)個人情報を使用した会議、連絡先、内容等を記録します。
- (4)保険請求のため保険証・難病手帳・障害者手帳・小児慢性特定疾患等の情報に関しましては看護師が携帯電話やデジタルカメラで撮影し事務所でデータを入力後は外部への漏洩を防止し破棄いたします。

■上記内容について説明を受けた上で私(利用者及びその家族)は個人情報を使用する ことに同意します。

重要事項説明及び個人情報使用同意書

私は、本書面に基づいて訪問看護師					_から上記重要事項及び個人情報	
を使用する	ることの説明を勢	受け上記	己内容に	こ同意いた	こします。	
令和	年	月	I	Ħ		
	利用者		住所			
			氏名			
	利用者代理人		住所			
			氏名			
	ご家族代表		住所			
			氏名			
			続柄	()	

- 5、人生最終段階での医療の決定について
 - (1) 人生の最終段階における医療及びケアについては医師などの医療従事者が適切な情報と説明を行います。
 - (2) 訪問看護事業所ではその時々に応じて利用者さんやそのご家族様が医療従事者と話し合いを行いながら、利用者ご本人によるお気持ちの決定が出来る事を基本に医療を勧めていきたいと考えております。

たとえば利用者ご本人のお気持ちや意思が確認できない時は利用者様が思うである う推定の事柄を尊重致します。

日頃からお気持ちや意思がはっきりしない時にはご利用者様にとって最善の方法を ご家族様、医療、ケアチームで十分に話し合い慎重に判断させていただきます。

別紙参照 (「人生の最終段階」に受けたい医療)

学生受け入れについての同意書

当事業所において、看護学生の臨地実習受け入れ施設として協力をしております。 学生の臨地実習は以下の基本的な考えで望むことにしておりますので、看護教育の必要性を 御理解いただき御協力お願い致します。なお、同行訪問する際には事前にご連絡いたします。

- ① 学生が看護援助を行なう場合、事前に十分かつわかりやすい説明を行い利用者又は利用者の家族の同意を得て行います。
- ② 学生が看護援助を行なう場合、安全性の確保を最優先とし事前に看護教員や看護師の助言・指導を受けています。
- ③ 利用者及び利用者の御家族の方は、学生の実習に関する意見や質問がある場合、同行の看護師に直接訪ねることができます。
- ④ 利用者および利用者の御家族の方は、学生の同行訪問に同意した後も学生が行う看護援助に対して無条件に拒否できます。また拒否したことを理由に訪問看護上の不利益な扱いを受けることはありません。
- ⑤ 学生は臨地実習を通して知り得た利用者および利用者の御家族の方々に関する情報について、他者にもらすことのないようプライバシーの保護に留意します。

学生実習に関する同意書

私は、私の個人情報を、下記の目的に利用する事に同意します。

記

利用目的学生・医療従事者等の実習の受け入れ

令和 年 月 日

契約者 氏名

代理人 氏名